

## 「令和4年度 府税のしおり⑥大阪府の税金」 正誤表

頁	正	誤
P7	<p>《豆知識 市町村への交付／地方消費税》</p> <p>払い込まれた地方消費税は、消費に関する指標に基づき、都道府県間で清算されます。</p> <p>そして、清算後の金額の2分の1相当額が、府内の各市町村へ交付されます。</p> <p>各市町村へは、この交付すべき金額の2分の1を市町村ごとの「人口（国勢調査）」で、他の2分の1を「従業者数（<b>経済センサス基礎調査</b>）」で按分して交付することとされています。</p> <p>ただし、引上げ分に係る地方消費税については、社会保障財源化されることを踏まえ、全額人口により按分して交付することとされました。</p>	<p>《豆知識 市町村への交付／地方消費税》</p> <p>払い込まれた地方消費税は、消費に関する指標に基づき、都道府県間で清算されます。</p> <p>そして、清算後の金額の2分の1相当額が、府内の各市町村へ交付されます。</p> <p>各市町村へは、この交付すべき金額の2分の1を市町村ごとの「人口（国勢調査）」で、他の2分の1を「従業者数（<b>事業所・企業統計</b>）」で按分して交付することとされています。</p> <p>ただし、引上げ分に係る地方消費税については、社会保障財源化されることを踏まえ、全額人口により按分して交付することとされました。</p>